

株式交換に関する事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号、
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2020 年 1 月 20 日

株式会社プロルート丸光

株式会社 Sanko Advance

2020 年 1 月 20 日

株式交換に関する事後開示事項

大阪市中心区南船場二丁目 1 番 3 号
フェニックス南船場 6 階 1 号
株式会社プロルート丸光
代表取締役社長 安田 康一

東京都港区麻布十番四丁目 6 番 8 号
麻布十番アクティブビル地下 1 階
株式会社Sanko Advance
代表取締役 松尾 貴志

株式会社プロルート丸光（以下「プロルート丸光」といいます。）と株式会社 Sanko Advance（以下「Sanko Advance」といいます。）とは、2019 年 12 月 18 日付で締結した株式交換契約書（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2020 年 1 月 20 日を効力発生日として、プロルート丸光を株式交換完全親会社、Sanko Advance を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関し、会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第 1 号）

2020 年 1 月 20 日

2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 2 号）

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による手続の経過

会社法第 784 条の 2 の規定により本株式交換の差止請求を行った Sanko Advance の株主はいませんでした。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過

Sanko Advance は、会社法第 785 条第 3 項の規定により、2019 年 12 月 18 日付で、Sanko Advance の株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社であるプロルート丸光の商号及び住所を通知しましたが、同条第 1 項に基づく株式買取請求を行った Sanko Advance の株主はいませんでした。

(3) 会社法 787 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法 789 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(2) 会社法 797 条の規定による手続の経過

プロルート丸光は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項第 1 号の規定により、2019 年 12 月 19 日付で、プロルート丸光の株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社である Sanko Advance の商号及び住所を電子公告の方法により公告いたしました。なお、本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易株式交換であるため、プロルート丸光の株主は株式の買取請求をすることができません。

(3) 会社法 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換によりプロルート丸光に移転した Sanko Advance の株式の数は、2,900,000 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) プロルート丸光は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本株式交換契約について、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を受けずに本株式交換を行い

ました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨をプロルート丸光に通知したプロルート丸光の株主はいませんでした。

(2) Sanko Advance は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2019 年 12 月 18 日付の臨時株主総会の決議によって本株式交換契約の承認を得ております。

(3) プロルート丸光は、本株式交換に際し、本株式交換によりプロルート丸光が Sanko Advance の発行済株式の全部を取得する時点の直前時の Sanko Advance の各株主に対し、その保有する Sanko Advance の普通株式 1 株につきプロルート丸光の普通株式 1,450 株の割合をもって、プロルート丸光の新株を割当交付しました。プロルート丸光が割当交付した普通株式の合計は 2,900,000 株です。

(4) 本株式交換に伴い増加した、プロルート丸光の資本金及び準備金は、以下のとおりです。

- ① 資本金 : 0 円
- ② 資本準備金 : 会社計算規則第 39 条に従いプロルート丸光が別途定める額
- ③ 利益準備金 : 0 円

以 上